

## 神奈川県児童福祉審議会 施設里親部会・権利擁護部会 第1回合同開催 議事録

(事務局) 定刻となりましたので、ただ今より、神奈川県社会的養育推進計画改定に係る神奈川県児童福祉審議会 施設里親部会・権利擁護部会の合同開催を始めさせていただきます。委員の皆様におかれましてお忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。

まず、事務局からご報告申し上げます。本日は、施設里親部会は6名の委員の方に、権利擁護部会も6名の委員の方にご出席をいただいておりますので、両部会ともに成立しておりますことをご報告させていただきます。

本日、初回の会合となりますので、委員の皆様にはお1人ずつ自己紹介をお願いしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(各委員) 自己紹介

(事務局) なお、本日の合同開催に先立ちまして、権利擁護、施設里親、自立支援の各分野のワーキンググループを立ち上げて検討しております。

本日は、ワーキンググループの座長にもご出席をいただいておりますので、ご紹介をさせていただきたいと思っております。

まず、権利擁護ワーキンググループの座長を務めていただいております、常葉大学准教授の山屋先生です。

自立支援ワーキンググループの座長を務めていただいております、あすなろサポートステーションの福本所長です。

なお、施設里親のワーキンググループの座長を務めていただいております児童福祉施設協議会の山川会長におかれましては、本日、ご都合によりご欠席となっております。施設里親につきましては、本日は事務局の方からご説明させていただきたいと思っております。本日からこのメンバーでの合同開催となりますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日は、この会議、これから16時までの約2時間半を予定しております。

それでは議事に入ります前に、子ども家庭課長臼井よりご挨拶を申し上げます。

(臼井子ども家庭課長) 皆さま、こんにちは。子ども家庭課長の臼井でございます。よろしくお願いいたします。本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本県では、令和元年度に社会的養育推進計画を策定しまして、様々な事情により家族と暮らすことが困難な子どもたちが、安心して健やかに成長し、生き生きと暮らすことができる神奈川を目指して、取り組んできたところでございます。

今の計画を策定する際には、国が掲げる里親等の委託率の目標値が非常に高く示されまして、この数値に引っ張られる計画になるのではないかと、かなり心配されるような声も当初はありました。

ただ、児童福祉審議会の委員の皆様からは、家庭養育優先の原則を踏まえつつも、里親委託率の目標達成だけを目的とするのではなくて、一人ひとりのお子さんに合った養育環境をきちんと提供できるような体制を整備するようというご意見をいただきまして、県としてはそのご意見、お考えを踏まえて、計画を策定してきたということでございます。

また、本県では、これまで子どもたちの声を聴く仕組みの準備に向けた取り組みですとか、あすなろサポートステーションによる相談支援など、子どもの権利擁護や、自立支援の充実に取り組んできているところでございます。

本計画の策定後、令和4年度には児童福祉法が改正されまして、こども基本法も成立しているところでございます。さらに、今年度はこども家庭庁が発足したということで、子どもをめぐるその施策、体制が大きく変化しているような状況でございます。

今回は、計画の10年間の後半にあたる令和7年度から11年度までの5年間を迎えるにあたっての改定となっております。今年4月から施行される改正児童福祉法の趣旨も踏まえた計画とする必要もでございます。さらにまた、これから発出される国の策定要領で、統一的な評価指標が示される予定ということですので、検討する範囲がかなり広いものになるのではないかと考えています。

本県において、令和11年度までの児童福祉をどのように前に進めていくか、あるいはその基本的な理念として何を指すのか、さらには、その理念に基づいて何をしていくのか、こういったことを明らかにしていく大変重要な計画だと考えております。

改定にあたっては、関係者の皆様から広くご意見を伺っていくため、先ほどお話がありましたが、今回は権利擁護、施設里親、自立支援の各分野でワーキンググループを立ち上げまして、関係団体の方や、関係者、さらには当事者である社会的養護の経験者や里親さんなど、現場をよくご存じの方からご意見を伺って、それらをもとにして、この児童福祉審議会でご審議いただくという流れになっております。

来年度にかけて、今回のような合同での部会を5回ほど開催させていただくことと考えておりまして、委員の皆様から様々な貴重なご意見やご提言を承りながら、良い計画にしていきたいと考えておりますので、どうぞご協力をよろしくお願いいたします。

(事務局) それではこれよりご審議いただきたいと思います。まず神奈川県児童福祉審議会規則第8条第6項で、「部会長は、部会の会議を主宰し及び会務を掌理する。」とされておりますが、合同開催ですので、会議の主宰及び会務の掌理をどなたが行うかをお決めいただきたいと思います。まず、施設里親部会 横堀部会長、いかがでしょうか。

(横堀委員) 私といたしましては、今回の両部会に所属され、社会的養護について造詣が深くいらっしゃる増沢委員に、計画改定に係る合同開催の座長をお願いしてはどうかと思います。

(事務局) ありがとうございます。続きまして権利擁護部会、荒木田部会長いかがでしょうか。

(荒木田委員) はい。私も同感でございます。ぜひ増沢委員に座長をお願いしたいと思っております。

(事務局) それでは両部会長から会議の主宰及び会務の掌理を増沢委員に委任するというので、委員の皆様、よろしいでしょうか。

ご異議がないようでしたら、増沢委員を座長として、今後の議事進行をお願いしたいと思います。

増沢座長よろしくお願いたします。

(増沢座長) 改めまして増沢と申します。よろしくお願いたします。臼井課長からお話がありましたように、大変重要な推進計画ということになるかと思っております。そしてまた、この推進計画は、当初は施設の小規模化とか、里親の委託率を増やすというような社会的養護中心の議論が主であったと思いますが、今回、地域の要保護・要支援児童をどう支援していくかということまで非常に幅広く、また、支援者支援というような視点も入ってきていて、かなりいろいろなことを議論していかなければならないということで、とても緊張しております。自分は力不足ではないかとの思いをしております。僭越ではありますが、頑張りますのでよろしくお願いたします。

それでは早速議事に入らせていただきます。まず、県の社会的推進計画の現状と課題を踏まえた方向性の検討について事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局) 説明

(増沢座長) ありがとうございます。それではここから、皆様のご意見を聞きしたいと思います。まず、現状と課題についてお話をいただきましたので、3時10分ぐらいまで、委員の先生方から見て、神奈川県の実状について、今のご報告以外にこういった課題もあるのではないかとか、この辺りはさらに踏み込んで検討した方が良いとか、そういったご意見がありました

ら、ぜひこの場でご発言いただきたいと思います。

(山本委員) 情報提供ですが、初めに説明していただいた資料2の柱の3、里親のところの7ページ目、専門里親の育成の右側、「専門里親については～」というところについて、今までは母子愛育会の専門里親研修でしたが、これは終了になります。

今後、早稲田大学社会的養育研究所が受託をすることになっていますので、新しいシステムになります。場所も、これまで東京だけでやっていたのを分割して、京都と東京など複数の箇所研修の計画を立てるという話を伺っています。神奈川県としてどう取り組むかとは違うかもしれませんが、1つ情報提供です。

もう1つは、一時保護所ですが、国の取組全体が一時保護所の中での処遇の充実、特に子どもの権利擁護ということにポイントが置かれています。神奈川県も同じだと思いますが、全国的に一時保護所の入所児童数が、必要数を満たしていません。どう考えても、平成の時代、西暦で言うと2000年から2008年ぐらいに行われていた一時保護の実施状況が、2020年以降、人数的にいうと相談件数に対する比率が全く違って、過去に一時保護所を利用できた子どもがもう完全に利用できていません。

実態把握として、一時保護された子だけを見ていると、どんどん対象が削られていっているところが見えません。潜在的に、過去のシステムであれば一時保護を利用できた子どもたちが利用できなくなっている、あるいは短期化して、とにかく一旦はもう家に帰るといような状態になっていることが、なかなか実態把握できていないということがあって、ニーズに対する供給量が全然足りなくなっているということが、どう把握できるのかという課題が1つあると思います。

同時に内部的な話では、もともと一時保護所は短期の一時的な保護を想定しているから、混合処遇です。先ほど長期化しているという指摘がありましたが、要するに次の受け皿となる施設が見つからない中で、家にも帰れないし、施設にも行けないということで一時保護所に滞留している子どもたちがいるわけです。この子どもたちも含めて、いろいろな問題を抱えたいろいろな年代の子どもが全部一緒にいます。

男女を分けるということは、一時保護所の建物形態とか運営形態で、割と全国的に広がってはいますけど、もともと加害性の高い、あるいは対人的に攻撃性の高い子どもと、いろいろな形で被害を受けてきて、そのケアがいる子どもが一緒にいる状態です。最も極端に言うと、性的な加害行為をした子と性的な被害を受けた子が、同じ一時保護所に入っている状態です。

これは、どう考えても、人数の問題だけではなく、質的な問題に関しても区別した処遇を考えるべきで、それは個室とかいうことでは済まない話で、プログラムそのものが違うと思いますので、今後、そういう理想的な将来に向けて、どうすれば一人ひとりの子どもがちゃんとその問題に向き合ってカバーされるような一時保護体制ができるのか、もう一度見直す、その実態把握が必要ではないかと思います。

今すぐできることではないかと思いますが、2000年から2020年の間に、処遇の内容がずるずると変わってきてしまっていることについて、どう見ていくのが良いのかというのを、1つの視点としてぜひ入れていただきたいと思います。

(増沢座長) 貴重な意見をありがとうございました。ニーズに合った形の環境が用意できていないというのは、一時保護所の問題もそうですし、先ほど、施設もニーズに合った適切どころが選べないというお話もあって、大きな課題としてとらえることが大事ではないかなと思います。

それと、PDCAサイクルで見ていくようにというお話がありまして、PDCAサイクルというのは、現状を踏まえて臨機応変により良いものに変えていくということなので、初めにこの行動計画がきちりとあって、それに沿って5年間やっていくというよりも、常に実態を把握しながら、検証してサイクルを回すということが大事です。そういう考え方、システムを作っていくことで、ずるずるといってしまうということも少し解決できていくのかなと思ってお聞きしました。他の先生方いかがでしょうか。

(横堀委員) 3つのワーキングの第1回報告から、たくさんのことを課題として、現状としてお示しいただきました。そこで、いろいろと話したくなってしまったのですが、なるべく絞ってお話をしたいと思います。

権利擁護のワーキングのお話をうかがい、子どものいろいろな思いや意見を聴くことについて、まず関係者がその意味や仕組みをきちんと共有しないと、子どもも大人も安心してアドボカシーを進められないのかなと思っています。日常、子どもの声をよく聴こうと思っている里親さんや施設職員ほど、第三者が入ることに対する不安や抵抗を覚えたりすることもあります。子どもの立場に徹底して立ち子どもの声を聴く立場が外から加わる形は、基本、聴いたことを施設等との協働関係の中で全部報告して帰る連携のスタイルではないです。外部から入る仕組み・機能を協働で活かすにあたって、そのことの意味や活かし方をまだ現場や里親家庭の養育者と理解を共有するところまでいっていないのではないかと思います。まずその辺りが土台として、とても大事なことと思います。

一方、とても気になることとして、帰宅をしたいと意見を述べ、家庭に帰ったけれども、後から振り返るとそうではない方が良かったという先ほどの話にふれたいと思います。子どもがいろいろな気持ちの揺れの中で、「家に帰りたい」「帰りたくない」と言うことがあると思いますが、その子どもの最善の利益の保障の観点に立ったときに、今あなたは帰れないということ、責任を持って判断するのは大人の側となります。子どもが声を上げるということは大事です。ですがそれを踏まえた上で、大人が責任を持って子どもの福祉を担保することが重要です。子どもとの対話をふまえ、時には子どもの意向には沿っていないけれども大人がした判断について説明を重ねるとか、児童相談所の担当者がきちんと説明したけれども、その同じことについて子どもが第三者に思いを話せる機会を重ねて作るとか、重層的な取り組みも必要だと思います。アドボカシーについて関係者がともに整理しながら、現場でどのように実現していくのか、構築していく必要があると思いました。

それから、一時保護の長期化が権利侵害という課題がはっきり言葉として出ていました。そのようにとらえることは大事だと思います。一方、なぜ一時保護が長期化しているのかについては、何かしら理由と背景があると思います。一時保護のシステムを全般的に改善していくことで長期化が避けられるものなのか、ケースによって長期化しても致し方ない、必要な支援のプロセスがあって起きていることか、事例的に検証する必要があるかもしれないと思いました。

いずれにしろ、なぜ長期化するのかを子どもに説明していくと思いますが、通常の保護の場合、課題としてやはり通学の難しさが伴うと思います。他の自治体の児童相談所で、可能な場合通学保障をしているところは増えつつある実感がありますが、すべて保障することは無理だとも思います。一時保護を効率的に活かすことを、ケースとの関係でどのようにしていけるのか、これはケース検討に及ぶ話かもしれませんが、検証しながら進めていく必要があると思いました。

それから施設里親ワーキンググループのところでは、今後に向けて、ただ、里親の数を増やす、委託の数を増やすということではなく、親子分離が必要な子ども一人ひとりに合った養育環境をどう整えていくかが最も重要だと思いました。

そういう意味では、障害を持った子どもの委託に躊躇する里親さんの姿が指摘されていたことも検討課題であります。いろいろな子どもがいる現状を考えた時に、やはり数ではなく、皆でどのようにその養育体制を育てていくことができるのか、質的な検討が重要になってくると思います。

国の方針を鑑みますと、親子関係再構築支援に協力してくれる里親を育てることも大事です。里親は委託を受けたからには、長期にわたって頑張って育てる思いが強い場合もあり、そこはありがたいお気持ちです。が、子どもの支援ニーズが、ずっと里親さんの家庭で育つことではない場合もあります。児童相談所の進める支援の方針に向けて協力してくれる里親でないと、意に沿わぬ引き上げとなり、トラブルになることも実際あるかと思えます。そこは、児童相談所のケースワークの力が問われるところでもあります。里親とどのように協働しながら子どもの支援の方針と一緒に向かっていけるか、そうした関係を、どう育てていくかもとても大事だと思いました。

地域との連携につきましては、そもそも地域とは何かという論点もあるかと思えます。社会的養護の領域は従来、都道府県と市区町村との連携の課題が言われてきました。ですので、社会的養護・養育について、どのように関係者がつながり、必要部分をつなぎながら、今後の養育の充実と支援体制の充実のために体制として改めてデザインできるかということも大きなポイントになってくるかと思えます。

最後に自立支援のワーキングの課題にふれます。当事者に対する自記式の調査の実施が必要という点に、まず賛成です。「神奈川にはあすなろサポートステーションがあるよね」と他自治体の実践モデルになってきていると私も思います。一方、実践のさらなる充実のために、当事者の声を聞くことは大事です。加えて、子どもの自立支援に携わってきた関係者の声も併せて聴きとることで、難しさを感じてきたのはどういう点か、里親家庭や施設から離れていった人たちが頑張っているのだけれども、なかなか自分だけで突破できない困り感はどういうところかなどを、きちんと調査していくことが求められると思います。

以上、いろいろと述べましたが、今回の計画の見直し作業は、とても大きなことを再確認させてくれる機会になるように感じています。

(増沢座長) 貴重なご意見をありがとうございました。一時保護所の長期化については、先ほどの山本先生のお話とも非常に関連する話で、要はその背景にある、子どもの重症度の質的な検討というところの実態をどう把握するのかということがとても大事で、その辺りがよく分かっていません。従来、一時保護されてきた子どもが、現在は市町村に滞留しているということになると、その実態を把握することとかですね。

それから自立支援についても、先ほどこぼれてしまう子どももいるというお話がありました。支援を受けられる子ども、支援が届けられる子どもは、自立支援のサービスが本当に多様になって、恵まれてきたと思うのですが、

届かない、こぼれてしまう子どもたちが一体どれだけいるのかは確かにとても気になるところです。国の実態調査で施設を退所した子どもの調査をした時に、把握できていない子どもはかなりの数いて、それ自体を自立支援の前提として、まずきちんと把握しておくということがとても大事ではないかと思いました。

市町村と施設での連携についても、非常に貴重なお話をお聞きしまして、報告の中でも、市町村と施設が連携したとして施設がある市町村はいいけど、そうではないところをどうするのかとか、設置主体の県と市町村という行政の組織が全く違うところをどう連携していくのかという話ですので、これも非常に重要な視点だと思います。

ほかにはいかがでしょうか。荒木田先生お願いいたします。

(荒木田委員) 本当に幅広いご議論をいただいている、妊娠・胎児の段階から、20歳を過ぎても、自立後も支援をしていこうという理念に基づいた計画の見直しが展開されることになっていて、素晴らしいと思う反面、これがお互いに連携し合いながらというか、機能し合いながらカバーしていく体制を作っていくのは、並大抵のことではないなという印象を持ってお聞きしました。

個別のところでは、資料4の最後のページ、スライド156の障害児のところですが、「良好な家庭的環境」において養育されるようユニット化等によりケア単位の小規模化を推進」とあり、施設についてはずっとケア単位の小規模化が推進されていることはよく分かるのですが、特に障害児施設では本当にケアに手間がかかり、小規模化すればするほど、勤務体制が厳しくなってきたり、スタッフの方々が、専門的というよりも、障害のこと全般について多くのことを知らなければならない状況になってきて、かなり厳しいというか、小規模化したら今度は虐待とかも見えにくくなってくるということもあったりするので、小規模化を図る時にそのデメリットも十分に認識して対応を検討していく必要があるだろうなと思いました。

もう1つは、特定妊婦について、ここに書かれている通りですが、やはり市町村が、妊娠届から関わっていくところもありますので、そこで把握できてケアが充実していく、支援がしっかりしていくということが重要だと思います。

ただ、市町村がそれぞれの基準で進めていたり、まずは母子健康手帳の配付からになると思うのですが、特定妊婦の考え方とか、スタッフの感覚がかなり違う、基準が違うというところで、統一や基準合わせというのはかなり難しいだろうと思います。そういったところで、ここも県の主導といい



ますか、ぜひ、県が市町村を教育する体制が必要になってくると思ってお聞きしました。

(増沢座長) 荒木田先生も貴重なご意見をありがとうございました。

障害児の施設については、別途また検討ということですが、今の意見をぜひお伝えしていただければと思います。

それと特定妊婦の早期支援の重要性が非常に強く言われるようになっております。やはり早期支援は、市町村、特に保健センター、母子保健の領域なのですけれども、荒木田先生がおっしゃるように特定妊婦の定義付けが市によってバラバラで、もっと言うと要保護児童・要支援児童の定義も市によって随分違うという現状があって、実はそこもきちんと検討していく必要があるのではないかなと思うところです。

そのことが先ほどの山本先生のお話にも横堀先生のお話にも通じる、要するに一時保護所に来る子どもの様子が変わってきているということが、その手前のところで、随分と齟齬が起きているのかもしれないですね。

他の先生方はどうでしょうか。そうしましたら、僕の方からも幾つか気になることがあるので、お伝えさせていただければと思います。

1つ、先ほどの国の推進計画の項目の説明がありました。ワーキンググループの説明で、設置主体が県である施設、その多機能化を進める時にやはりニーズがあるのは市町村ということになるのですが、市町村と県主体のところをどう橋をかけていくかというのがテーマになっています。

情報提供ということで、お伝えしますが、実は神奈川県各市町村調整機関の研修を担当していて、「社会的養護と自立支援」というテーマでお話をさせていただいております。講義の冒頭で、市町村の方に、施設を見に行ったことはありますかという質問を必ずさせていただいております。もう3～4年この講義を持たせていただいていると思うのですが、毎年手が挙がるのは1割ぐらいですね。市町村の方が施設を全く知らないなので、おそらくイメージも古いままだと思いますし、市町村は、施設は児童相談所の奥にある、本当に遠くの施設という捉え方をされている方が本当に多い。そうではなくて、市町村支援事業にも協力している施設だということを、施設側がそういう方向を打ち出しても、市町村が知らなければ何もならない。

それから全国を見ると、もちろん、施設のある市町村が利用できるという優位はありますが、隣の市のことを聞いて、うちの支援もお願いしますということで市をまたいで施設の機能を使って展開している実態も聞いていますので、ここはやはり、市と県と施設の3者の協働をどう厚くしていくのがすごく大事だと思います。

このことは里親支援においても言えることで、神奈川県各市町村はそうなのではないと思うのですが、里親さんも施設も県の措置となると、中には「県のケースでしょ」となって、市の子どもという認識がすごく薄らいでしまって、市のサービスが届きにくいというような実態もあると聞いていて、それはあってはならないことだと思います。

それから市と県の施設とのパイプという意味では、今回の推進計画の項目の中に、児童家庭支援センターの設置の推進ということがあります。児童家庭支援センターは県設置主体で、市の支援の事業を受けていく、アウトリーチをしていく施設ということになるわけですが、今回のワーキングではあまり話題になっていなかったのも、その辺りがどうなのかということもぜひ見ていただければと思います。

それからアドボケイト、権利擁護の話で、諸外国では、「子ども委員会」などという、いろいろな施策に対して子どもたちの意見を上げていく、そして県と子どもたちが話し合う、子ども会議のようなものを設置している国がかなりあって、これはかなり先駆的ということになると思いますが、そのようなことは神奈川県では考えていかないのかなということが1つ。

それと、ものすごく大事なことは、これもこぼれてしまう子のお話ですけど、意見を言える子はいいののですが、そうでない子どもの意見をどのように把握していくかという時に、これも海外の民間のアドボカシー団体でつとに言われていることは、話を聴きに行くだけではなくて、まず関係を構築していくことが前提となる。そうでないと話なんてしてもらえないということです。

話を聴きに行くシステムができていくことはとても良いことだと思いますが、子どもが、この人ならば安心して話ができるというようになっているのかという辺りの質を聞きたい。つながり、そして意見が言えるようエンパワーして、そして意見が出されたことを施策やサービスに展開させていくということが、アドボケイト展開の3本柱とされていますので、ぜひそれを踏まえて、今後の課題も検討していただけたらと思います。

それと自立支援について、あすなろができて、サービスは充実してきたと思います。これはもう、すべてにおいて言える話ですが、問題はそこに乗れない子どもがどれだけいるのかという実態をきちんと見ていくということが重要だと思います。これはワーキングの報告の中でも、それぞれのグループで実態調査については言われていたことだと思いますので、確認ということです。

僕からは以上です。ほかにご意見のある先生もおられると思いますがいか

がでしょうか。

そうしましたら、現状と課題ということでお話をお聞ききしていましたが、次に、目指していくべき姿というところでもご意見を伺いたいと思います。

先ほど12項目と留意事項という構成が示されていますが、この方向性を踏まえて、神奈川県はどのような方向を目指すべきなのか、どのような計画を作っていくべきなのか、今の4つの柱に沿ってどうなのか、ぜひご意見をいただければと思います。

ご意見が拡散すると思うので、まずここはいくつかの領域に分けてご意見を聞きたいと思います。まず権利擁護の取組みのあり方として、こういう方向を目指したらどうかというところで、ご意見ございますでしょうか。

山本先生お願いします。

(山本委員) 各委員の皆さんのご意見も聞いて、全体でやはり一番大事なのは人材育成ではないかと思えます。

制度・体制はいろいろと変わっていきそうですけど、その子どもがこの人と話してもいいとかこの人の話は聞こうといった、そういう人を育てないと、権利ノートもそうですが、説明の手順があるから説明するよということだけでは、全然子どもにつながりません。さっきもお話がありましたが、子どもの意見とか意向というのは、利害関係の中で揺れ動いていたり、お互いに相矛盾する気持ちがあったりします。だから、大人の、「あなたはどうしたいの」というような聞き方は全く当てはまってない子どもの状態があると思います。そこを、その子どもがどんな気持ちでいるのかというのをその都度聞いたり、あるいは客観的に見た場合あなたはこういう立場にあるよというのを、その子の意見をただ尊重するという以上に、正直にきちんとその子が居る場所、位置とか、利害関係とかをサポートできて、しかも、それが押し付けにはならないでとなると、人材としてかなりの力量がないといけません。相性も含めていろいろな子どもがいる中で、それをきちんとカバーできる体制というのは、かなりの人材育成がベースになっている必要があるのではないかなと思います。

制度とか手順も大事ですけれども、それを担える人材をどうやって育てるかというのも1つの大きなポイントになるかなと思います。

(増沢座長) 貴重なご意見をありがとうございます。子どもの声を聴くのは、本当にものすごく難しいことだと思います。大人もそうですけれども、子どもは言っていることの裏腹の気持ちを持っているし、表明されたことも本当に揺れ動きます。やはり子どもから聞きながら、アセスメントの視点もない

と正しく聴けないということは確かにあって、人材育成が大事だと思います。

荒木田先生、お願いいたします。

(荒木田委員) 山本委員が今おっしゃった人材育成は、本当にその通りだと思います。もう1つ、働く人の権利擁護も必要ではないかと思います。施設の方も、児童相談所の方もそうですが、本当に過酷な中で子どもたちを支援していて、その働く人たちが、自己犠牲するわけではなく、ゆとりを持って働ける環境が、人材育成とともに2本柱であって、子どもの権利擁護が成り立つのではないかなと思っています。少しポイントがずれるかとは思いますが、やはりそこが大事かと思い発言いたしました。

(増沢座長) ありがとうございます。とても大切なご意見だと思います。施設も里親さんも、それから一時保護所の職員も関係する大切なお話だと思います。

やはり職員の安全、安心が守られなければ適切な支援はできないし、自己犠牲で成り立つものではないというのは本当にその通りだと思います。

今の荒木田先生の意見は、里親支援や施設のあり方にも関連する話だと思いますので、ぜひそこでも、取り上げていただければと思います。

他はどうでしょうか。宮川先生よろしくお願いします。

(宮川委員) 全体の計画として、先ほど言われた人材育成ということは、人とお金がかかるなと思ったことが1つあり、そして、人材育成というところでも、ここにはあまり出てこないのですけれども、学校とか教育関係の方たちもいらして、実際には細かい連携をなさっているかと思いますが、この計画の中に、学校関係者とか、教育委員会との連携とか、そのようなことも盛り込まれると良いかと思っています。

そして、学校の先生方も、例えばヤングケアラーの問題とか、いろいろ取り組んでいる方もいらっしゃるのですが、そういうことに理解のある方たちに、子どもが自分の気持ちを言えるよう、日常的に学校生活の中でフォローしていただくのもありなのかなと感じました。

(増沢座長) ありがとうございます。これもとても大事なご意見だと思います。社会的養育は在宅支援の子どもたちも含めて検討する計画ですので、実際施設、里親に来る子どもは、本当にわずかですよね。全国で年間20万件以上ある対応件数のうちの2%ぐらいですので、9割以上は在宅支援で、その子どもたちは保育園・学校に通っているのです。その子どもたちの権利擁護ということも視野に入れると、今の宮川先生の意見というのはもっともだなと思いました。

他はどうでしょうか。望月先生お願いします。

(望月委員) 私も権利擁護に関わるのかなと思い、発言をさせていただきま  
す。本当に多岐にわたる課題がありますが、地域の方で、社会的養護と関わ  
りながら育ってきた方が、就職に差し掛かっている場面の傍らにすることが  
あります。養護施設などで育ってきた子どもたちが、自己決定、自分で決め  
ていいんだという時に、いろいろな人たちからアドバイスというか、心配だ  
からといろいろなことを言われて、私は私の生き方を決めていいのかと訴え  
るような言葉を聞いたことが最近ありました。

やはり小さいときから自信をつけていく、自己肯定感というものを養って  
いくためには、この人だったら本音が話せるとか、自分の気持ちは本当はこ  
うなんだとしっかり伝えられる場面と空間とそういう人とのつながりという  
ものを備えてあげない限りは、就職をする時や恋愛をする時など、やはり、  
周りは心配だから、特に女の子であれば、男性と付き合う時にどうしたら  
いいのかというようなこともいろいろ言うのですが、私は恋もできないかと本  
当に心を悩ませている子どもと話をしました。

やはり、いろいろな課題はありますが、この子どもたちも社会に出て行っ  
て大人になっていって、結婚をして子どもを産んで育てていくというところ  
も含めて、今このステージで何をしたらいいのかということ、権利として  
しっかりととらえていかななくてはいけないのかなと思いました。今日、様々  
なご専門の方たちの話を聞かせていただいて、まだまだ勉強しなくてはいけ  
ないなと思っているところです。

(増沢座長) ありがとうございます。聴く体制を作るということではなく  
て、本当に聴くということと、自己決定できるようにエンパワーする、話せ  
るように決められるようになるというのは、やはりエンパワーというところ  
が、権利擁護の、特に意見表明に関してはすごく大事な視点になるのではな  
いかなということをお話をお聞きしていて思いました。

他の先生、どうでしょうか。後藤先生お願いします。

(後藤委員) 権利擁護ということで、気がついたことですが、子どもは年々  
大きくなっていきますので、年齢要素というのはとても大事だと思います。

人材を育成して聴く力のある方を作っていくのはもちろん大事なことで、  
それが基本だと思いますが、やはり年齢によって能力が変わっていくので、  
子どもにいろいろ納得させるインフォームド・アセントを何歳からするのか、  
そして、いくつから子どもが援助方針の主体に組み入れられるのかとか、そ  
の辺りをもう少しはっきりとした方がいいかなと思います。

例えばそれが6歳から始めるとすると、年々どのように年齢の要素が変わ

っていくのかというところもきちんと書面に残して、そういうことが後に子どもとのつながりを構築していく上でとても役に立つのではないかと思います。

年齢要素というのを、子どもそれぞれというともう限りがなくなってしまうので、何歳ぐらいから子どものインフォームド・アセントとして組み入れて意見を聴くのかというところをもう少しクリアにした方がいいかなというのが私の印象です。

(増沢座長) はい、ありがとうございました。意見を言う力というものの年齢に伴う発達の推移を我々大人は理解しておくことはとても重要だと思います。

一方で、国連の指針では、もう乳児であっても意見表明できる主体として、言葉ではできないけれどもきちんと表現できるはずで、それをどう酌み取るのかというこちらの大人側の理解の姿勢であるとされています。

ただ、いずれにしても、年齢による子どもたちの力がどうなのかということの理解を大人が持つということは、とても重要な指摘だと思います。ありがとうございました。

権利についてはよろしいですか。そうしましたら次の柱の子どもと家庭を地域で支援するというところで、市町村の支援のあり方等のところでご意見をお伺いしてよろしいでしょうか。

(横堀委員) 意見の前に、一度県の皆様に教えていただきたいと思っていた質問があります。先ほど増沢先生がおっしゃられました児童家庭支援センターについてです。県管轄の地域では児童家庭支援センターは、どのように設置され、実質的な支援をされているか、様子を教えていただきたく思います。

先ほども少し出てきたのですが、全国的に見ますと、児童家庭支援センターは在宅家庭へのアウトリーチもしていたり、母子保健ともすでに連携を深めていたりします。すべてではありませんが、親子ステイを始めていたりし、予防的支援という意味でいくつかの実践モデルがあります。ですので、神奈川県ではどうか、現状を教えていただきたいと思っておりました。お願いできますでしょうか。

(増沢座長) それでは事務局の方で、全国的な動向等もし情報掴めておられるようでしたらご説明をお願いできますか。

(臼井子ども家庭課長) 児家セン、児童家庭支援センターにつきましては、県所管域については設置をしていない状況です。これについては、この制度ができた頃から、他県の状況なども踏まえて検討していたところですが、現時点で、これから設置していこうという検討がされている状況ではなく、この

10年20年、各施設、市町村、児童相談所それぞれの機能の中で、特に児童相談、児童家庭相談についての体制を評価する形で取り組んできたというのが、正直なところです。

(横堀委員) ありがとうございます。神奈川県ならではの支援の取り組みのスタイルと歴史がきっとあると思います。ただ、社会的養護の施設に併設で作る児家センの場合、その形ならではの強みもあります。ですので、児家センの形に乗った方が支援の業務がしやすいのかどうか、少しそのあたりも確認して、在宅家庭への支援の強化について検討するのも一案かと思いました。

東京では児家センと呼ばずに、子ども家庭支援センターと呼び、東京モデルで展開しております。全国でもいろいろな取り組みがパイロット的に行われているということは先ほど申し上げた通りですので、少し話題としてお出ししました。

(増沢座長) ありがとうございます。今、児童家庭支援センターは全国で多分170か所ぐらいで、どんどん増えてきています。そして、横堀先生がお話しされたように、アウトリーチ型、そしてレスパイト、ショートステイ等を行う時に、施設を併設していると生活の場を持っている。そして、施設単独で子どもの預かりをするよりも、児家センが併設されていることで人的な手当もつくのでやりやすくなるというような声も聞いております。関東では横浜市が各区に設置しています。

あと、施設併設型と児家セン単独型もあるわけですがけれども、それぞれメリットデメリットがあるようです。

国の方の今回の計画にも児家センが挙げられているので、ぜひ視野に入れながらご検討いただければと思います。

他にどうでしょうか。

僕からよろしいでしょうか。市町村の要保護児童へのケースの支援というのは、たぶん各市町村が困っておられると思います。保育園でも学校でも非常に適応を悪くしている子どもたちが多いため、そういった時にいろいろな支援サービスがあれば、それはありがたいと市町村は思われるでしょうが、何せ知らないので、市町村がそういうサービスを使えるということを、ぜひ伝えていただきたいと思います。それと、市町村でも、今、こうした子育て支援事業や母子保健の事業が予算化されていますが、大体国が半分、市が半分という話で、そうすると予算がきちんと組めないところはその事業が展開できないということも起きています。その辺りの実態を踏まえながら、市のサービスが充実していくように、県からも働きかけていくようなことを考えていただきたいと思います。

先ほど山本先生がおっしゃったように、本当なら一時保護している子どもたちを市が抱えて、見守りと称して、サービスや支援が何も届いていないというのが本当に一番怖く、それはもう悪化する一方であり、思春期青年期に大変になるのを、ただ眺めているみたいな話になってしまうので、ぜひそこを市町村に対してプッシュして行っていただきたいと思います。

それと、一時保護は県の仕事ですが、結局は一時保護した後は在宅支援になります。一時保護所にはアセスメント機能があり、一時保護でいろいろとアセスメントしたりして、子どもの理解を相当深めるとは思います。その知見が、保育園や学校にどこまで届いているのかというのは、少し心配なところ。もちろん家族が一番手ですけれども、その次に長く過ごす保育園や学校に対しても、子どもの理解を深めていただき再び一時保護にならないようにコンサルテーションすることがとても重要だと思います。

それから、先ほど横堀先生が少し触れてくださいましたが、子どもだけ預かってショートステイする必要があるケースは分離体験のようになります。それならば、今度、国は親子一緒にショートステイもできるようにしましたが、親子一緒に支援するような仕組み、母子生活支援施設を活用してもそういったことができると思いますが、特に僕が思っているのは若年のひとり親家庭、それで被虐待体験等もあるようなケースです。おそらく多くの妊産婦さんは、特に初産であれば里帰りされると思いますが、こうした若年のお母さんの中には里帰りできない方がものすごく多くいます。おそらく産婦人科の先生方も心配して、1週間ぐらい入院を延ばして退院というようにするのですが、そのあと1人アパートで子どもを育てることは、とても難しいと思います。

少なくとも周産期の初産の若年のお母さん、今は国際的な定義で25歳前を若年として見ていこうという専門的認識があつて、やはり25歳前というのは非常に脆弱です。だから、親子一緒に里帰り先みたいな、親子一緒に中で沐浴とか授乳とかをきちんと手取り足取り教え支えていくようなことは、新しいショートステイや産後ケア事業を使えばできるはず。結局、予算の話になるわけですが。それから、全国の乳児院のあり方の報告書では、親子一緒にショートステイとかそういったものを提案しています。実際にやっている乳児院があります。

それから、赤ちゃんの一時保護は、年齢が若ければ若いほど、小さければ小さいほど、分離体験がものすごく大きな傷になります。なので、もちろん親御さんのアセスメントは必要ですが、子どもを一時保護した後に、乳児院に親御さんに泊まりに来てもらうというようなことをしているところもあり



ます。

そういう周産期の親子の支援を厚くするような市町村支援は、ものすごく効果があるし、大事だと思っているので、お伝えしたいと思います。

イギリス等の先進国ではそういうのはもうきちんとされています。もっと言えば、なかなかできないことですが、産後鬱などがひどい精神疾患のお母さんのために、精神科の中に母子ユニットを設けています。日本の精神科にそういうところがありませんが、すぐに分離ではなくて、親子一緒にできる限り健康に育っていけるように後押ししていくという取組みは、人生早期に開始すれば効果は必ず見込めます。虐待が起きてから児相が介入すると保護者は構えてしまうし、支援は難しくなると思います。ぜひ、そんな視点も持っていたいただきたいと思います。これは、東京都では早期支援のモデル事業が数年前から始まっていて、母子保健と福祉担当部署が一緒になって保護者と関係を構築、継続している取組みで、かなり効果があるということで、この前も実践者たちの報告会があり、150人ほど集まったそうです。情報としてお伝えしたいと思います。

ほか、市町村支援ということで、ご意見ございませんでしょうか。後藤先生お願いします。

(後藤委員) 市町村支援ということで、私は、保健所で健診をたくさんやっていますが、先ほど増沢委員がおっしゃったように、保育所と保健所との連携というのは必ずしも良くありません。今、保育園に行っているお子さんが、大体1歳6か月健診だと6割7割ぐらいで、4か月健診でもう保育園に行っているお子さんがいらっしゃるので、そのぐらいで早くに母子分離してしまう。例えば、4か月の時点で保育園に行っているようなお子さんをしっかりとチェックして、そして、家庭との連携を深めるようなシステムができないかなというふうに常々思っています。

もう1つは保健所と保育園と、そして産科との連携というのも、今ひとつゆるいかなと感じています。産科もレベルによって、リスクをどのようにチェックして情報を取るか、決められた書式がある産科もあるようですが、温度差が大きいようです。子どものいろいろなことがそこから始まるわけですから、例えば今、お産は比較的一極集中化しているのですが、各地区の大きな産院などにはきちんとしたそういう報告の書式をチェックするようなシステムがあってもいいかなと思います。

(増沢座長) ありがとうございます。児童虐待は、ゼロ歳で死亡しているケースが半数ですので、ここに重きを置いた支援をするというのはすごく大事ですよね。その時に、やはり同じ赤ちゃんを見ている保健センターと産科と

保育園が協働しない手はないと思いますし、そこにさらに乳児院も一緒に加わってパイプを太くするというのは大事なことで、推進計画の中に入れて欲しいなと思います。

もともと乳児院は、国の母子保健課の中に一緒に入っていたんですね。もとは母子保健だから、乳児院には看護師さんもおられますが、保健センターが市に行くことで、乳児院が児童福祉施設の枠組みの中に入って、それを契機に遠のいてしまったというのはとても残念な話です。神奈川県はそこを本当に厚くして欲しいなと思います。

山本先生お願いします。

(山本委員) 市区町村の支援というのは、今までずっと国からトップダウンで降りてきて、母子保健事業の法改正もあって母子保健事業の強化と、児童相談の一元管理みたいのが出てきて、それがバラバラでは困るから1つにするということで、だんだんと推移して今の子ども支援センターという名前が出てきていますが、これは全部上から降りてきている話ですよ。けれども、実際に、実態として活動しているところは、上から降りてきたのとは関係なく、ボトムアップで自分たちで出来ることを探してきて作り出しているところの方が、活発に動いているという印象が強いです。

そういう意味では、この市区町村支援という言葉がちょっと偏っていますよね。対等ではないです。これはむしろ、市区町村が自分たちで立ち上げられる事業で、県事業をどこまでサポートできるかという発想が要ると思います。

実際そうなっていますよね。たまたま市区町村は、住民サービスとして、自分のところに住んでいる人だけを対象にしているけれども、そのモデルは他にも使えるかもしれないモデルを、人材も含めて、持っているわけです。だから、そういう意味で、市区町村が県事業をどうサポートできるのかという考え方で、もう一度、市区町村が持っているリソースをどう生かすかという考えが、どこかにあった方がいいのかなと思います。

あと特定妊婦に関して言いますと、特定妊婦では手遅れで、妊娠葛藤が先ですよ。そもそも妊娠してから特定妊婦になるので、その妊娠するところから入っていないと、特定妊婦からでは逃げていく人がいっぱいいます。だからその妊娠するところでどうとらえていくかということを、教育も含めて考えないといけないと思います。

そういう意味では今は赤ちゃんポストとか、いろいろ出てきていますけど、つまりはそもそもなぜ妊娠したのか、どういういきさつで妊娠したのか、妊娠をどう扱えたのかという課題ですよ。飛び込み出産とか、いわゆ

る特定妊婦でも逃げてしまう人たちは、そもそもみんなのサポートを得たり、支持されたりすることなく妊娠が起きていますよね。本人が望まない妊娠と言っているのも、望まないどころか予想もしていない妊娠というのはたくさんあるわけで、妊娠することそのものに対する手厚いサポートというところに立ち返っていく必要があると思います。そうすると、教育が必要になるし、思春期といわず子ども時代から一貫した、その次の世代に向けての自分たちの位置付けみたいなものを、シナリオ化していく必要があるかと思えます。

(増沢座長) 重要な意見をありがとうございます。これは、教育と一緒に考えていくという、先ほど宮川先生がおっしゃった視点が、ここにもやっぱりあるということですね。

確かに国の検証でも、ゼロ歳児死亡で、ゼロ日死亡とそれ以降の死亡とを分けています。それで、ゼロ日死亡が多いのはまさに妊娠葛藤を抱えていて、そもそも妊娠するつもりもなかった。なので、よく妊娠した人に、妊娠SOSでつながってと言うけれど、そもそもつながりたくない、隠匿したいという意識の方が強くて、それでゼロ日で遺棄するということが起こっている。だから、そういったケースを予防するためには、やっぱり教育を本気で考えないといけないという山本先生のおっしゃる通りだと思います。

一方で、そのことを防止するために匿名出産とか熊本県の慈恵医大が取り組み始めて、これはもう、いろいろな議論はあるところですけども、そういった流れになる。とても重要なお指摘をいただいたと思います。

それで市町村支援というのは、誰かが市町村を支援するのではなく、市町村が子ども家庭を支援するという意味での市町村支援ということですよ。ここに書かれているのは多分そうだと思うので、確かに4つの柱は子どもと家庭を地域で支援する取組みの推進なので、そういう意識でご検討していくという枠だと思います。

そうしましたら、次に里親・施設での養育のところ、ご意見をいただけますでしょうか。

(横堀委員) 私が、施設里親部会に関わらせていただくようになった約10年前、県のご担当者と最初にお目にかかった際、県の管轄地域にファミリーホームがないですよということを感じながらお話をしました。それはどういう難しさを感じて、設置をしてこなかったということでしょうか、そんなふうに話した鮮やかな記憶があります。現在も1つも設置されていません。この先の社会的養護・養育の展開、計画を考えるにあたりまして、先ほども話題として出ておりましたが、ファミリーホームの設置を県として促進してい

くのか、そのために何を確認し、何を整理しながら、養育者を育成し養育環境を整えていくかにつきまして、考えるよい時期といえましょうか、考えざるを得ない時期かと思えます。ぜひ、検討していただければと思います。

(増沢座長) ありがとうございます。ファミリーホームの設置について重要なお意見だと思えます。

先ほど、出産期の初産のお母さんの里帰り先の話をした時に、実はファミリーホームにはベテランの、子育てを十分にしてきたお母さん、職員さんがいて、子どもの養育もいいけど、そういったところを里帰り先として1か月くらい過ごすというのもすごく良いのではないかな、なんてことを思ったりもします。その時に旦那さんがどこにいるのかということも考えなければいけません。

ちょっと、通常ファミリーホームの話ではないところで蛇足めいた話をしましたが、いろいろな活用のあり方があるのではないかなということです。ほか、どうでしょうか。鶴飼先生お願いします。

(鶴飼委員) 施設里親関係なので、ちょっと発言させていただきます。私は施設の方の関係者ですので、やはりこれからいろいろなことを推進していくのに、過去を振り返ることが、すごく大事だと思っています。戦後70年80年の児童養護施設の役割というのは何だったのかとか、ここが良かった、ここが悪かったとか、そういう振り返りなくして、未来志向はないと思っています。

特にこれからの里親さんと施設の関係というのは、施設が悪くて里親さんが良いとかそういう対立関係ではなくて、やはり両輪であるというのは分かっているわけで、施設側がどのように里親養育を認識しているか、逆に里親さんが施設養護をどのように認識しているかということを中心としておかないと、前に進んでいけないのではないかなとずっと思っています。

最近では、里親さんが集まると施設批判をしたり、施設が集まると里親批判をしたり、ということはないかと思えますが、そこはきちんとしておいた方が、よろしいかなと私は思っています。特に、神奈川県は里専を最初に全国に先駆けて各施設に配置するなど、里親制度についてよく分かっていると思います。これからどのように神奈川県が推進していくかというのは、そこがやはり大事ではないかと私は思っています。

(増沢座長) ありがとうございます。本当に、神奈川県さんの強みは、里親と施設が協働してここまでこられたという歴史があって、全国的に見るとまだまだ何か対立軸というところが少なくない中で、その歴史を積んできたというのはすごく大きな強みなので、さらにそれをきちんと振り返り、先に進む

というのが大事なことだなど、僕も思います。貴重なご意見ありがとうございます。

今のことに関連して、子どもの人生を振り返った時に、これから多分増えていこう、施設から里親さんに行って、里親さんからまた施設に来るというケースです。このことが人生の連続性の分断になってしまうということが、すごく危惧するところです。そういう措置変更のときの移行期を手厚くして、ある日突然ぱっと環境が変わるといようなことがないようにするのは、施設と里親さんが協働する姿勢がないとできていけないので、対立すればするほどパチンと切れてしまうみたいなことが起こるので、その辺りは意識する必要があると思います。

施設から施設への措置変更も実はそうだと思いますが、何月何日からみたいな話ではなく、移行する、スライドするようにする。乳児院から養護施設に行く時に、慣らし保育を神奈川県さんはすごく丁寧にされていると思いますが、そこは本当に大事なことなので、本来は移行期に、先の居場所とその後居場所との二重措置があってもいいのではないかと、僕はずっと前から国にも言っています。そのぐらい移行期を手厚くすべきで、そこはもう協働なくしてはできません。

それと、子どもが傷ついて里親さんに会いたくないというふうになって施設に来ているケースはしかたがないとは思いますが、児童相談所が里親の措置を切って施設に戻った後に、子どもが里親さんに会いたいと言っても会えないというようなことが全国的に結構あって、それは子どもにとっては大きな喪失体験になってしまうので、やはり子どもを真ん中に置いて、いろいろな施設や里親が協働する養育のあり方がどうなのかということ进行深入検討して、計画を立てて行って欲しいと思います。

それともう1つ、やはり先ほど、荒木田先生から支援者の方の権利擁護という話があって、里親さんも含め支援者が健康で余裕があって養育に当たるといことがすごく大事なので、支援者を支援するという視点を、計画の中にはぜひ入れて欲しいと思います。

その中で、まさに里親さんに対しては支援者を支援するところである里親支援センターについてどう考えていくのか、里親さんや施設職員が余裕を持って子どもにしっかりと向き合える体制づくりがなくて数値目標だけ決めていけば本末転倒な話になりますので、ぜひそこは検討していただきたいと思います。

ほか、よろしいでしょうか。そうしましたら、自立支援のところでご意見をいただけますでしょうか。

では、僕から口火を切らせていただきます。子どもの記録について、措置とか施設入所している間は期間を決めずに保存されていますが、社会的養護の子どもたちが退園した後、子どもの情報をどこがどこまで管理しているのかという実態について、福本先生もしご存じだったら教えてください。児童相談所の記録等は、何年かしたらなくなっていくのか、今はずっと残す方針になっているのか、その辺りも含めてお聞きしたいのですがいかがでしょうか。

(福本所長) 私は民間の施設についてしかお答えできないのですが、10年ぐらい前までは、そもそも記録自体が存在していないとか、個々の抱え込みであったので記録すら残っていない場合もあったんですけども、今では本当に多くの施設さんが卒園生の記録であるとか、例えば、退所後支援の計画書などを保管しているようになって、おそらく民間の施設さんたちは記録を永久に保管していらっしゃるところが多いと思います。あすなろサポートステーションとしても、関わってきたケアリーパーたち、出身者たちの記録というのはずっと残しておくつもりで保管はしていますが、児童相談所については私は存じ上げておりません。

(増沢座長) 栗山所長さん、もしお分かりでしたら、お答えいただけますでしょうか。

(栗山所長) 施設に入所中のお子さんの記録の保存期間というのは、退所後、基本25歳までで、かつ、解除後6年以上経過が廃棄の対象となっています。個人情報絡みがあり、いつまでも児童相談所で保管するということですが、大変難しい状況になってきていて、以前は重心ケースの場合だと永年保存等々の規定がありましたが、今はそれらが除かれてきている状況にあります。

(増沢座長) この辺り、個人情報保護の観点からということですが、当事者に見ればどうなのでしょう。何年かして施設に戻って自分がどうだったのかというようなことを聞きたい、思春期青年期になって乳児院が取っておいてくださった記録があるということで息を吹き返す子どもたちのケースをたくさん何人も聞かせていただいたり、知っていたりします。そうした意味では情報はすごく大事になると思います。この辺り、どうあるべきかを少し議論していただくということが大事かと思えます。

それと、各施設で持っていて、それをトータルしてどうなっているのかというのは、きっと児童相談所が一番持っているはずですよ。これは正解があるということではないところだと思いますけれども、ぜひ議論の対象にはしていただきたいと思えます。

ほか、どうでしょうか。山本先生お願いします。

(山本委員) 全国的に国がひな形を示したルールで言うと、本人が満年齢 25 歳まで保存するというのが施設入所措置をとった子どもの基準です。自治体によっては、棄児に関しては、いつか何が出るか分からないから、そのままずっと保存しています。大阪もたぶん棄児に関しては 25 歳を超えても保存していると思いますが、それ以外はもうそれで廃棄されるというのが基本です。

それよりも、もっと近い時点の話で、児童相談所の職員はどんどん転勤するので、例えばある児童相談所で世話になってそこから施設に行き、退所する時に、5 年ぐらいして一緒に寄り添ってくれた人に会いに来て、まずそこにいません。自治体によって違いますが、その時に、よその相談所に転出している職員に対して、元の児童相談所が、元の担当した人に子どもが会いに来て探しても教えないというルールのところもあります。

逆に大阪で私がいた当時は、2 か所ぐらい転勤していましたが、「元の相談所に何とか君っていう子が来たよ。これあんたが担当しとった子やんな」という連絡が来て、どうしようというのを所属に上げたところ「話聞くぐらいやったら会いに行っておええやろ」と言われて、その元の所属から次の所属、今の所属の所長にあいさつを入れて、その子は退所しているから今は担当者がいないわけですが、もし、何かあったら誰が何をするのかというのを決めて、その人と一緒に会うというようなことがありました。けどそれはもう、たまたまそういう熱意があつてつながってきた子に対する、例外的な対処で、どうするとは決まっていらないんですよ。

だから、機械的に言うと、いやもうその担当者はここにはいないし、あなたの記録を見れば見せることはできるけど、元の担当者とか会うとか会わないとかいうのは無理だよ、という話になりますね。そこが切れているんですよ。

施設だと、先生が退職していたら同じかもしれないけど、誰かいますよね。乳児院の話などは、本人が 25 歳になるまでの間の話なので、どこでも記録が残っていると思います。けど、そこを超えた時に、人がいなくなっているということがまず 1 つ。いずれ記録もなくなるという、その 2 つが、全然サポートタイプではないということですよね。むしろ、痕跡をいつまで残すのか、ちゃんと消してあげないと個人情報がいままで残っているのは気色悪いという、そういう発想の方が先にあって、持っているところも責任を負えないから、もう処分するという、そういう流れではないでしょうか。

これは、管理者側から見ているだけの話なので、本人、子どもの立場から

見て何が必要なのか、どういうことがサポートできるのか、というのを立て直さないといけないということで確かに課題だと思います。

(増沢座長) ありがとうございます。福本先生、自立ということを考える時に、自立って過去を収めることができ初めて前を向けるという要素がすごくありますよね。

(福本所長) まさにおっしゃる通りで、ご本人がまず安心して生活が営めるようになってくると、そこで立ち止まることができるようになって、立ち止まることができるようになって初めて振り返りができて、先のことを考えてとなるのは、18歳よりもっと後なんですよね。

18歳までにも、ライフストーリーワークとか生い立ちの整理とかに取り組んできますが、本人が主体的に選択をして、どうやって社会的自立をしようかという時になって初めて、自分からちょっと出身の乳児院に行ってみたいとか、かつての三日里親さんに会いたいというのは、けっこう20代半ばとか後半であることが多かったです。

そういう意味では、その時に記録があるというのはとても大事なのかなと感じています。

(増沢座長) ありがとうございます。全養の大会で、施設出身の当事者の方が自分自身の語りをしていただいた時に、その方はもう30代になっていると思いますが、今は過去を収めることにまだまだ途中経過でした。でもそれをしながら強く前を向いて歩かれていて、すごく頭が下がる思いをしました。

そんな視点も検討材料にさせていただければと思います。他はどうでしょうか。横堀先生お願いします。

(横堀委員) 今の点、とても重要なことだと感じながらうかがっていました。特別養子縁組も、審判書は30年で基本破棄です。調査資料は5年で破棄となっています。その年限の中だけで当事者の過去の確認が終わることは必ずしもないのにと私は思うのです。記録の保管をめぐるっては、今後、国を挙げて議論しなければならないところ、問われる課題だと思います。

先ほど来「ケアリーバー」という言葉が出てきていますがけれども、今般の児童福祉法改正以後、こども家庭庁設置にあたり、「こども」の「こ」が平仮名表記にされました。そのことで、次年度より、必要な人が無理矢理ケアから離れなくていいんだよと、実質支援の年齢上限が突破される時期を迎えていくわけです。

児童相談所は、異動があつて職員が代わられていきます。が、18歳以後も支援が必要な人はいます。ある子どもに関わった児童相談所として、果たしてその人に対する以後の関わりがどうできるのかについては、神奈川県内に



とどまらず児童相談所関係者全体で考えていくことではないかと思います。

というのは、例えばこんな事例に出会っているからです。成人し、里親家庭から自立して地域に出た人が、お金がなくなると子ども時代過ごした里親家庭にお金の無心に来るというケースです。発達課題、発達障がいをもつ人です。里親さんが困り果てて私のところに相談に来たというエピソードがありました。里親さんが、その子どもを担当していた児童相談所に相談に行ったところ、かつての担当職員が異動ですでおらず、また、18歳を過ぎている人の相談にはのれないということから、相談自体が受け付けられなかった事例です。福本所長さんたちが取り組んでおられる多くの支援との関連では、18歳という年齢の線は引き続きあるものの、インケアを離れた人たちの自立支援の道すじを、現在進行形でどのように形作っていけるかという点は大事な点であります。ですので、何がどこまで、いつまでできるのかを整理することも求められると思います。

今日すでに取り上げられた関連事項としては、里親さんが自立支援にあたり子どもに何をどのように言っているのかわからず、資料がない、里親自身が知らないことは子どもと話せないという課題点もありました。里親支援はコミュニティソーシャルワークだと、私は常々考えています。子どもを取り巻く関係者、関係機関、そしてこれから関係してくれる人たち等に、自立に向かって必要な働きかけはどんなものかを考えていくことなしに、自立支援はできないものと思います。狭い関係者だけで自立の実現はできないので、そういうことも改めて描き直しながら、今般、改めて神奈川県としての社会的養護・養育に関する必要事項の整理ができると良いと思いました。

神奈川県ならではの良き資源や実践がすでにたくさんありますし、関係する皆さんがすでに頑張っておられます。なので、関係すると思われる、実践の周辺につきましてもあれこれお伝えいたしました。

**(増沢座長)** とても重要な視点をありがとうございます。一部の人たちだけが自立支援をしているというのでは駄目なわけです。社会全体が自立していく子どもを支援するということを目指すのがやはりとても大事なことであり、マイノリティの世界の中に留まってはいけないというのは本当にその通りだと思います。

もう1つ、今、いろいろな当事者グループが独自にケアリーバーたちの居場所を作り上げてきています。それはとても良い取組みだと思っていますが、施設にいた子どもたちの居場所はどのように増えてきている一方、施設に保護されなかった子どもたちが居場所をなくして、こうした居場所を頼ってくるケースがすごくあるといいます。

そういった子どもたち、要は地域の要保護・要支援の子どもたちの自立がどうなっているのか。よく言うのは、家にいたって親たちは自分のことなんかどうだっていいと思っている、家に居場所がないそうした子たちが徘徊して、犯罪に手を染めたり、性風俗に身を寄せたりしてしまっている。先ほどの地域支援とも関わる話だと思いますが、そうした子どもたちの自立というのをきちんと考えておく必要はものすごくあると思いました。

それと、先ほど自立の目的が、安心して暮らせることという、とても大事な視点をいただきましたが、そうするとそこで完結するのではなくて、そういった子どもたちが妊娠葛藤であるとか出産の問題を抱えて、1人で里帰りもできずに出産するという、ぐるっと世代を回るような関係になっていて、やはり自立と早期支援がつながり合っていくようなシステムがすごく大事になるのではないかと思って、先生方のお話をお聞きしました。福本先生、この辺りはいかがでしょうか。

(福本所長) 私たちは自立支援とかアフターケアというところがテーマのワーキンググループだったのですが、話していた中で、これって虐待の再生産の予防の話だったのではないかなということがあって、やはり私たちが関わっている子どもたちを、地域の中で丁寧に支えて、たとえ彼らの力が足りなかったとしても、地域に迷惑をかけながらも、暮らしていくということができれば、再生産は減っていくのではないかなと思います。

私たちは、18歳で支援を切って、そこからドロップアウトして早期に妊娠してと、ここまでずっと社会的養護の自給自足をしてしまっていたので、そうではなく、育て上げることで実は次なる虐待の予防ができるととらえています。あすなろサポートステーションでも女の子が赤ちゃんを抱えて来てくれるのをとても大事にしている、その子が人に頼りながら子育てできるようになって、その子の孫の代ぐらいで本当に幸せな家族像になっていたらいいな、なんて思っています。まさに増沢先生からおっしゃっていただいた通り、そういうのはとても大事な視点だと思います。

(増沢座長) ありがとうございます。もうそろそろ4時の所定の時間が迫ってきましたが、自立以外のところでも、言い忘れたことなどがありましたら、ご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。後藤先生お願いします。

(後藤委員) 私の専門の分野で、成育医療という考えがあります。要するに妊婦さんから40代まで、成育のサイクルというか、次世代を作るところまで、我々小児科医は面倒見なければいけないという考えがあります。国立の成育医療センターができた時の概念はそれなんです。そういう意味で、

個人情報の問題とかもあるのでしょうけども、人間のサイクルを責任持って見ていくというのは、やはりそのサイクル、40歳というのが1つの節目ではないかと思います。それをどのように組み込んでいくかということ、やはりいろいろな疾病を考えると、フォローアップしないと治療の成果は上がりませんから、もちろん、一方的なものではなくて、お互いの了解のもとに、きちんとそのサイクルを全うするということが、いろいろな事業をやる上での責任ではないかと私は思います。

(増沢座長) ありがとうございます。40歳という線、なるほどと思いました。他の先生方、ご意見は、大丈夫でしょうか。

今日はとても貴重な意見をいろいろな角度からいただいたと思います。この後またワーキングの方で、今度は具体的な取組みを検討していただくということになるわけですが、ぜひこの委員会でのご意見を踏まえて、検討していただけたらありがたいと思います。

事務局の方にお返ししてよろしいでしょうか。

(事務局) はい。ありがとうございます。委員の皆様方、大変お疲れさまでした。実に長時間にわたる活発なご審議、本当にありがとうございました。なお、限られた時間の中でのご審議でありましたので、本日いただきましたご意見以外にお気づき等の点がございましたら、2月13日を目途にメール等で事務局までご連絡いただければと思います。

今後のスケジュールになりますが、今年度中にもう1回この2部会を合同開催したいと考えております。

すでに日程調整をさせていただいておりますとおり、3月14日木曜日9時半から、本日と同様にオンラインでの開催とさせていただく予定です。

今回の合同開催の結果を踏まえて、2月中に各ワーキンググループで、実際にどのような取組みを行っていくべきか意見を出し合いまして、次の合同部会では、その結果をもとに、計画に盛り込んでいく具体的な取組内容について、ご審議いただくことを想定しております。開催案内につきましては、また事務局の方からお送りさせていただきます。

それではこれもちまして、神奈川県社会的養育推進計画改定に係る神奈川県児童福祉審議会施設里親部会・権利擁護部会の第1回合同開催を終了とさせていただきます。本日は長時間にわたり誠にありがとうございました。